

電手決済サービスに関するシステムのバージョンアップに伴う  
電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則の一部改正について

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則（平成 27 年 12 月 7 日施行）  
（下線部変更箇所）

現 行	変 更 案
<p>（開示に関する手続き）</p> <p>第 1 2 条 （略）</p> <p>2 業務規程第 2 5 条第 2 項に規定する方法は、記録機関に対して残高証明依頼書を提出する方法とする。この場合において、同項の規定による請求をする者は、残高基準日（業務規程第 2 5 条第 3 項第 2 号に規定する残高基準日をいう。以下同じ。）を特定して当該請求をしなければならない。</p>	<p>（開示に関する手続き）</p> <p>第 1 2 条 （略）</p> <p>2 業務規程第 2 5 条第 2 項に規定する方法は、記録機関に対して残高証明依頼書を提出する方法<u>その他記録機関の認めた方法</u>とする。この場合において、同項の規定による請求をする者は、残高基準日（業務規程第 2 5 条第 3 項第 2 号に規定する残高基準日をいう。以下同じ。）を特定して当該請求をしなければならない。</p>
<p>3 （略）</p> <p>（1）電子記録名義人である利用者（電子記録名義人であった利用者を含む。）が残高証明書（業務規程第 2 5 条第 3 項第 2 号に規定する残高証明書をいう。以下同じ。）の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録名義人である電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額（変更記録がされた場合には、変更後のもの。<u>次号</u>において同じ。）から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額（変更記録がされた場合には、変更後のもの。<u>次号</u>において同じ。）を控除した</p>	<p>3 （略）</p> <p>（1）電子記録名義人である利用者（電子記録名義人であった利用者を含む。）が残高証明書（業務規程第 2 5 条第 3 項第 2 号に規定する残高証明書をいう。以下同じ。）の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録名義人である電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額（変更記録がされた場合には、変更後のもの。<u>以下この項</u>において同じ。）から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額（変更記録がされた場合には、変更後のもの。<u>以下この項</u>において同</p>

<p>残額</p>	<p>じ。) を控除した残額</p>
<p>(2) 電子記録債務者として記録されている利用者(電子記録債務者として記録されていた利用者を含む。)が残高証明書の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録債務者として記録されている電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額を控除した残額</p>	<p>(2) 電子記録債務者(電子記録保証人を除く。以下この号において同じ。)として記録されている利用者(電子記録債務者として記録されていた利用者を含む。)が残高証明書の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録債務者として記録されている電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録(当該電子記録債務者が支払等をした者として記録されているものに限る。)において支払等をした金額として記録された金額を控除した残額</p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) 電子記録保証人として記録されている利用者(電子記録保証人として記録されていた利用者を含む。)が残高証明書の交付を請求した場合 残高基準日において当該利用者が電子記録保証人として記録されている電子記録債権についての当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録(当該電子記録保証人又は当該電子記録債権の発生記録における債務者が支払等をした者として記録されているものに限る。)において支払等をした金額として記録された金額を控除した残額</p>

<p>附則 (新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 3 条 第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の変更</u> <u>は、平成 2 7 年 1 2 月 7 日をもって、そ</u> <u>の効力を生じるものとする。</u></p>
--------------------	---